

○長野市福祉医療費給付金条例施行規則

長野市福祉医療費給付金条例施行規則

昭和51年10月5日  
長野市規則第27号

改正	昭和53年3月31日規則第12号	昭和58年1月31日規則第1号
	昭和59年1月31日規則第1号	昭和59年12月22日規則第40号
	昭和61年3月29日規則第9号	昭和61年12月25日規則第37号
	昭和62年3月30日規則第9号	平成元年1月9日規則第1号
	平成元年1月31日規則第3号	平成3年3月30日規則第6号
	平成5年3月30日規則第6号	平成6年3月3日規則第3号
	平成6年9月30日規則第33号	平成8年6月25日規則第24号
	平成9年8月29日規則第26号	平成11年3月30日規則第37号
	平成12年3月30日規則第8号	平成14年9月27日規則第28号
	平成15年3月28日規則第10号	平成16年2月27日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市福祉医療費給付金条例（昭和51年長野市条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(高等学校に準ずる施設)

第2条 条例第3条第4号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等専門学校（第3学年以下に限る。）、専修学校の高等課程、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の高等部
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく公共職業能力開発施設並びに法令に基づく学校、養成所及び養成施設で、入学資格、修業年限等が高等学校に準ずるもの

第3条 削除

(受給資格取得の申請)

第4条 条例第7条第1項の規定による受給資格取得の申請は、長野市福祉医療費給付金受給資格者証交付申請書（様式第1号）又は長野市重度心身障害者（65歳以上）福祉医療費給付金受給資格取得申請書（様式第2号）によるものとする。この場合において、支給対象者の住民票の写しを添えるほか、被保険者証又は組合員証（以下「保険証等」という。）及び支給要件に該当することを証する書類を提示しなければならない。

(受給資格者証の交付)

第5条 市長は、前条の申請に基づき福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）の支給対象者（以下「受給資格者」という。）であることを確認したときは、福祉医療費受給者証（様式第3号。以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。ただし、条例第3条第2号イの規定により連続して10日以上入院した場合に限り給付金の支給対象となる者（以下「高額所得に係る乳幼児」という。）にあつては受給資格者証を交付しないものとする。

第6条 削除

(給付金の申請)

第7条 条例第7条第1項の規定による給付金の申請は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める申請書によるものとする。この場合において、保険医療機関等の証明を受けられないときは、自己負担に係る領収書を添えなければならない。

- (1) 65歳以上の重度心身障害者 長野市重度心身障害者（65歳以上）福祉医療費給付金交付申請書（様式第4号）
- (2) 高額所得に係る乳幼児 長野市高額所得に係る乳幼児福祉医療費給付金交付申請書（様式第5号）
- (3) 前号以外の条例第6条第2項に該当する者 長野市高額福祉医療費給付金交付申請書（様式

第6号)

(4) 前各号以外の受給資格者 長野市福祉医療費給付金交付申請書(様式第7号)

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の規定による更生医療、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条の規定による育成医療、母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条の規定による養育医療その他の公費負担医療を受ける受給資格者に係る給付金の申請は、長野市公費負担医療に係る福祉医療費給付金交付申請書(様式第8号)によるものとし、当該申請書には、養育医療に係るものを除き、自己負担に係る領収書を添えなければならない。

3 前2項の申請書は、療養の給付等が入院と入院外に分かれるときは入院と入院外に分け、1月分ごとに提出しなければならない。

(給付金の支給)

第8条 市長は、条例第7条第2項の規定により申請があつたものとみなされるとき又は前条の申請書の提出があつたときは、必要な審査を行い、支給の可否及び支給額を決定するものとする。

2 医療保険各法の規定に基づき高額療養費が支給される場合においては、2万1,000円を超えない範囲で給付金の一部を支給し、高額療養費が支給された後に給付金の残額を支給するものとする。

3 給付金は、受給資格者が届出をした金融機関の口座に振込み支給するものとする。

(受給資格者等の変更届)

第9条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格者証及び保険証等を添えて、65歳以上の重度心身障害者以外の者にあつては長野市福祉医療費給付金受給資格者等変更届書(様式第1号)を、65歳以上の重度心身障害者にあつては長野市重度心身障害者(65歳以上)福祉医療費給付金受給資格者等変更届書(様式第2号)を14日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格に該当しなくなつたとき。

(2) 住所又は氏名に変更があつたとき。

(3) 加入医療保険に変更があつたとき。

(4) 届出金融機関に変更があつたとき。

(5) 障害の程度に変更があつたとき。

(6) その他の変更があつたとき。

2 乳幼児が4歳に達した場合において条例第3条第2号イに該当したときは、前項の例により届出をしなければならない。

3 父子家庭及び母子家庭の児童が18歳に達した場合において、当該児童が高等学校又は第2条に規定する施設に在学又は在校中のときは、在学等を証する書類を添えて、第1項の例により届出をしなければならない。

(所得状況等の変更届)

第10条 受給資格者は、受給資格に係る所得要件に欠ける事由が生じたときは、所得変更事項を記載した届書を14日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の所得変更事項は、次のとおりとする。

(1) 老人 本人又はその者と生計を一にする者に前年分の所得税(1月から7月までに受けた療養の給付等については、前前年分の所得税とする。以下同じ。)が課せられたこと。

(2) 乳幼児 4歳の者にあつては高額所得に係る乳幼児に該当したこと、5歳若しくは6歳の者にあつては本人若しくはその者と生計を一にする者に前年分の所得税が課せられたこと又は前年の所得が児童手当法(昭和46年法律第73号)第5条、附則第6条及び第7条の規定の例により計算した金額以上となつたこと。

(3) 心身障害者 身体障害者手帳の障害程度5級及び療育手帳の障害程度(総合判定)B2に該当する者にあつては、本人又はその者と生計を一にする者に前年分の所得税が課せられたこと又は精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級に該当する者にあつては前年度分の住民税が課せられたこと。

(受給資格者証の再交付)

第11条 受給資格者は、受給資格者証を紛失又はき損したときは、長野市福祉医療費給付金受給資格者証再交付申請書(様式第1号)を市長に提出し、受給資格者証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により受給資格者証の再交付を受けた後において、紛失した受給資格者証を発見したときは、速やかに市長に返納しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月31日規則第12号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年1月31日規則第1号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年1月31日規則第1号)

この規則は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月22日規則第40号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月29日規則第9号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年12月25日規則第37号)

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日規則第9号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月9日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する様式等の用紙等は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (平成元年1月31日規則第3号)

この規則中、第1条の規定は平成元年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日規則第6号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する様式等の用紙等は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (平成6年3月3日規則第3号抄)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行(中略)する。

附 則 (平成6年9月30日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の長野市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づき存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (平成8年6月25日規則第24号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年8月29日規則第26号)

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日規則第37号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日規則第8号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

（独り暮らしの女子に準ずる者に関する特例）

2 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の長野市福祉医療費給付金条例施行規則第3条に該当する者については、平成18年6月30日までの間に限り、この規則による改正前の長野市福祉医療費給付金条例施行規則第3条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成16年2月27日規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号

（第4条、第9条、第11条関係）

様式第2号

（第4条、第9条関係）

様式第3号

（第5条関係）

様式第4号

（第7条関係）

様式第5号

（第7条関係）

様式第6号

（第7条関係）

様式第7号

（第7条関係）

様式第8号

（第7条関係）